



平成24年10月18日  
(照会先)  
青森労働局 職業安定部 職業対策課  
課長 舛野 裕二  
高齢者対策担当官 赤坂 道夫  
(電話代表) 017-721-2003  
(F A X) 017-773-5372

報道関係者各位

## 平成24年「高年齢者の雇用状況」集計結果

青森労働局は、高年齢者を65歳まで雇用するための「高年齢者雇用確保措置」の実施状況など、管内における平成24年「高年齢者の雇用状況」(6月1日現在)の集計結果を取りまとめたので、公表します。

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では65歳までの安定した雇用の確保を図るため、企業に「定年の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)<sup>(※)</sup>を講じるよう義務付け、毎年6月1日現在の高年齢者の雇用状況の報告を求めています。

今回の集計結果は、この雇用状況を報告した「31人以上規模」の企業約1,578社の状況を取りまとめたものです。なお、この取りまとめでは、常時雇用する労働者が31人～300人規模を「中小企業」、301人以上規模を「大企業」としています。

### 【集計結果の主なポイント】

#### 1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

高年齢者雇用確保措置を「実施済み」の企業の割合は97.5% (前年比0.3ポイント減少)。(別表1)

◇ 「31～300人」の中小企業は97.4% (同0.2ポイント減少)。

◇ 「301人以上」の大企業は100.0% (同比率)。

となっており、大企業については、全ての企業が確保措置を実施している。

## 2 希望者全員が65歳以上まで働ける企業等の状況

(1) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は55.9% (同2.1ポイント増加)。  
(別表5)

- ◇ 「31～300人」の中小企業は57.9% (同2.1ポイント増加)。うち「31～50人」が65.6% (同1.1ポイント増加) と最も割合が高い。
- ◇ 「301人以上」の大企業は26.9% (同0.9ポイント増加) となっており、中小企業での取り組みが進んでいる。

(2) 70歳以上まで働ける企業の割合は19.0% (同1.1ポイント増加)。 (別表6)

- ◇ 「31～300人」の中小企業は19.3% (同1.1ポイント増加)。うち「31～50人」が22.2% (同2.3ポイント増加) となっている。
- ◇ 「301人以上」の大企業は14.4% (同0.4ポイント増加) となっている。

## 3 定年到達者の継続雇用状況

過去1年間に定年年齢に到達した3,385人のうち、継続雇用された人は2,708人 (80.0%)、継続雇用を希望しなかった人は621人 (18.3%)、基準に該当しないこと等によって離職した人は56人 (1.7%)。 (別表8)

- ◇ 継続雇用制度を導入している企業のうち継続雇用の対象者を限定する基準を定めていない企業では、過去1年間に定年年齢に到達した人 (1,154人) のうち、継続雇用された人は990人 (85.8%)。
- ◇ 継続雇用制度を導入している企業のうち継続雇用の対象者を限定する基準を定めている企業では、過去1年間に定年年齢に到達した人 (1,734人) のうち、継続雇用された人は1,328人 (76.6%)、基準に該当しないことにより離職した人は41人 (2.4%)。

詳細は、次頁以下をご参照ください。

<集計対象>

31人以上規模の企業 1,578社

中小企業 (31～300人規模) : 1,474社

(うち31～50人規模 : 631社、51～300人規模 : 843社)

大企業 (301人以上規模) : 104社

- ( ) 高年齢者雇用確保措置の義務年齢は、年金の支給開始年齢の引上げに合わせて段階的に引き上げられ、平成25年3月31日までは64歳、平成25年4月1日から65歳となる。

# 1 高齢者雇用確保措置の実施状況

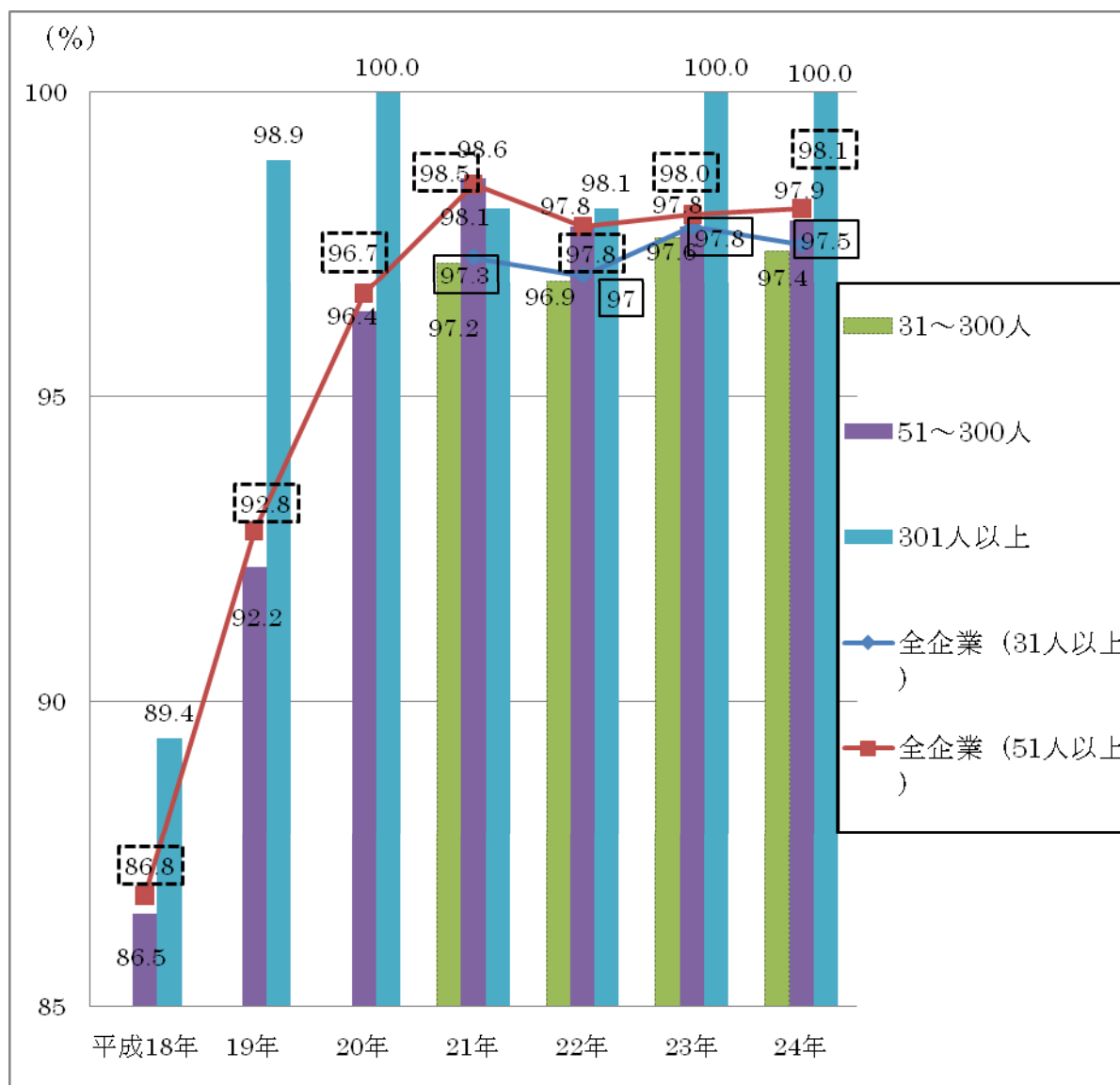
## (1) 全体の状況

高齢者雇用確保措置（以下「雇用確保措置」という。）の実施済企業の割合は97.5%（1,539社）（前年比0.3ポイントの減少）、51人以上規模の企業で98.1%（929社）（同0.1ポイントの増加）となっている。

雇用確保措置が未実施である企業の割合は2.5%（39社）（同0.3ポイントの増加）、51人以上規模企業で1.9%（18社）（同0.1ポイントの減少）となっている。（別表1）

## (2) 企業規模別の状況

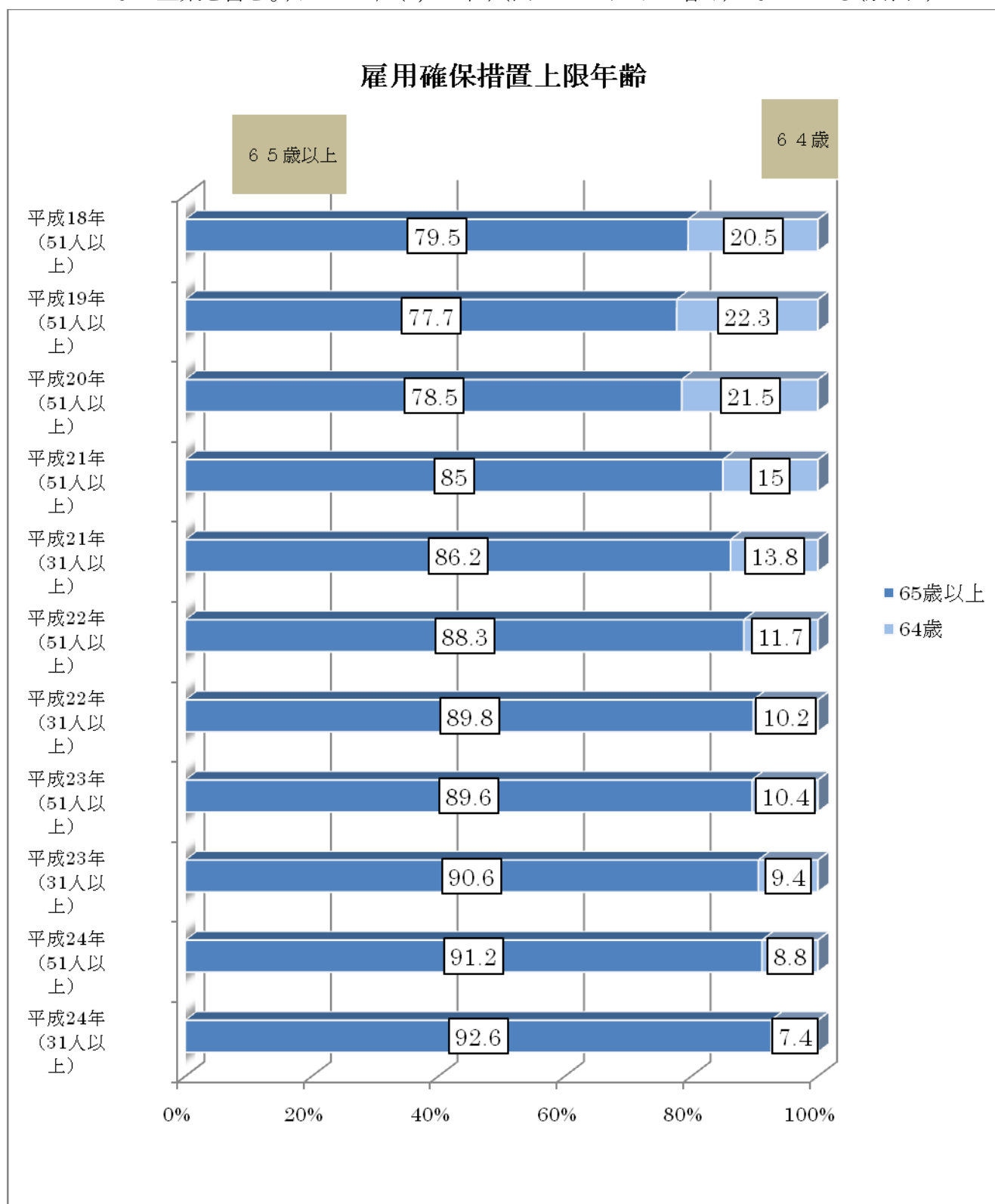
雇用確保措置の実施済企業の割合を企業規模別に見ると、大企業では100.0%（104社）（前年比同比率）、中小企業では97.4%（1,435社）（同0.2ポイントの減少）となっている。（別表1）



### (3) 雇用確保措置の上限年齢

雇用確保措置の上限年齢については、雇用確保措置の実施済企業のうち、現在の義務年齢である64歳を上限年齢としている企業は7.4%(114社)となっている。

法の義務化スケジュールより前倒して65歳以上を上限年齢としている企業(定年の定めのない企業を含む。)は92.6%(1,425社)(同2.0ポイントの増加)となっている(別表3)



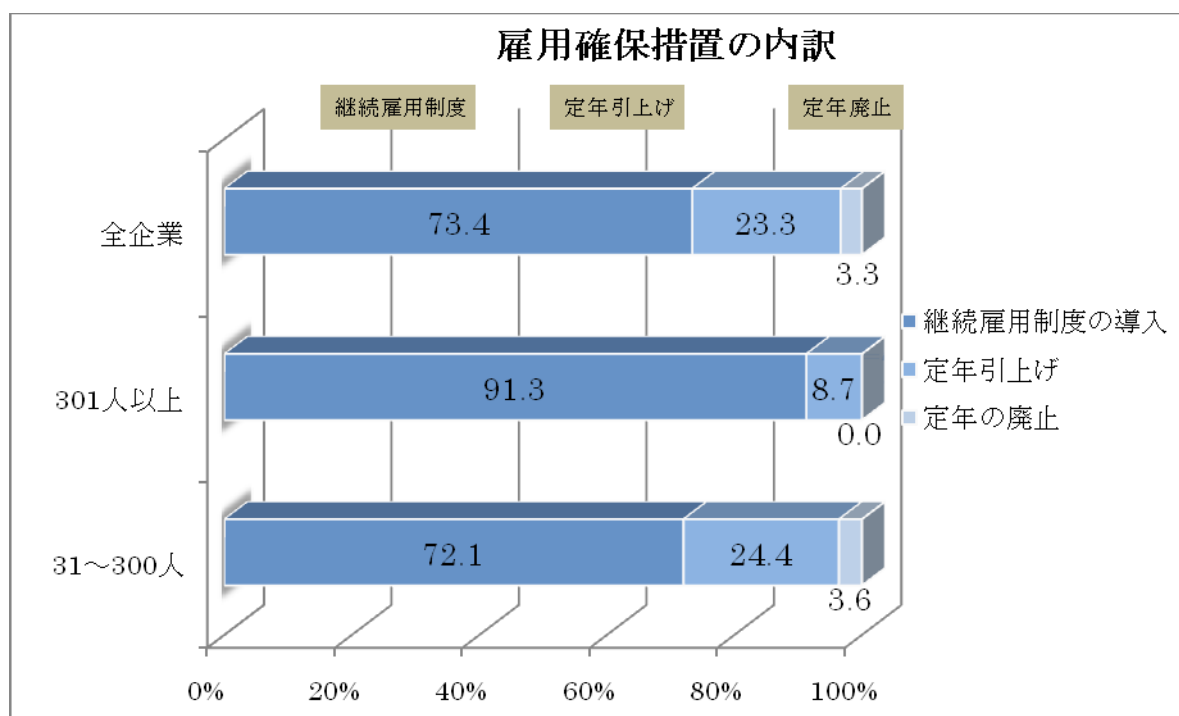
※64歳は平成22～24年で、(平成19～21年は63～64歳)(平成18年は62～64歳)

#### (4) 雇用確保措置の内訳

雇用確保措置の実施済企業のうち、

- ① 「定年の廃止」により雇用確保措置を講じている企業は 3.3% (51 社) (前年比 0.2 ポイント増加)、
- ② 「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業は 23.3% (359 社) (同 1.8 ポイントの増加)、
- ③ 「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業は 73.4% (1,129 社) (同 2.0 ポイントの減少)

となっており、定年制度により雇用確保措置を講じるよりも、継続雇用制度により雇用確保措置を講じる企業の比率が高い。(別表4-1)



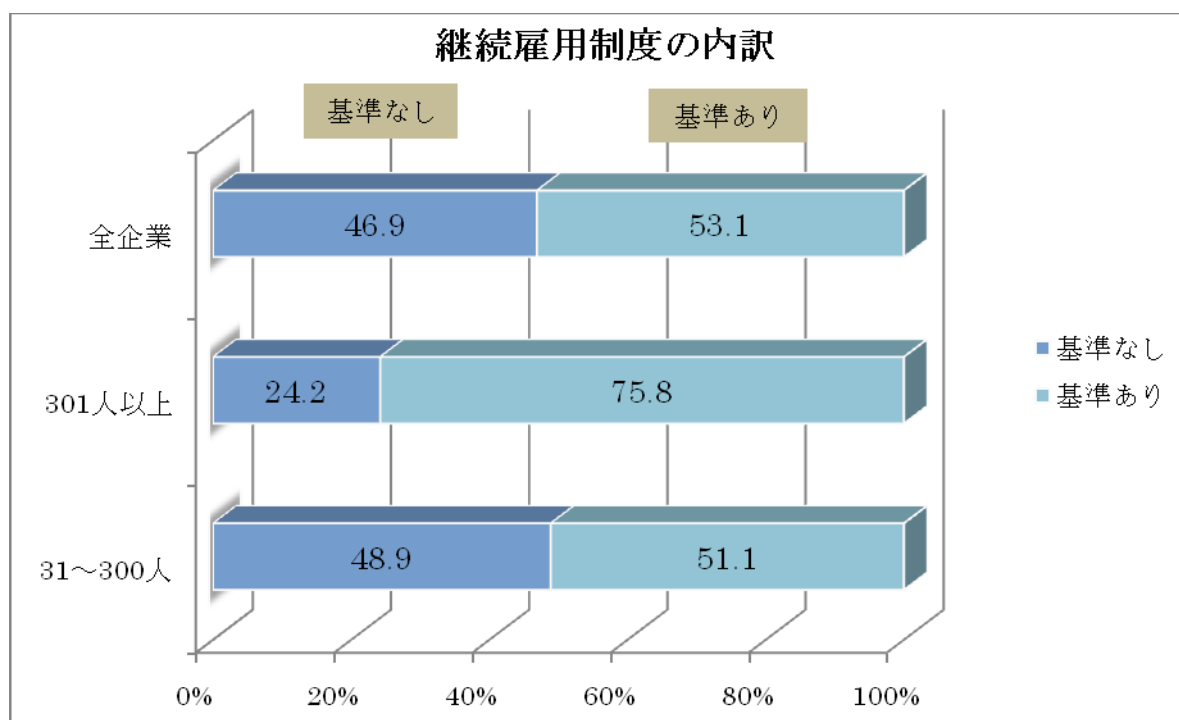
(5) 継続雇用制度の内訳

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業(1,129社)のうち、

①継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていない企業は46.9%(529社)  
(同比率)、

②継続雇用制度の対象者を限定する基準を労使協定で定めている企業は53.1%(600社)  
(同比率)、

となっている。(別表4-2)



## 2 希望者全員が65歳以上まで働ける企業等について

### (1) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

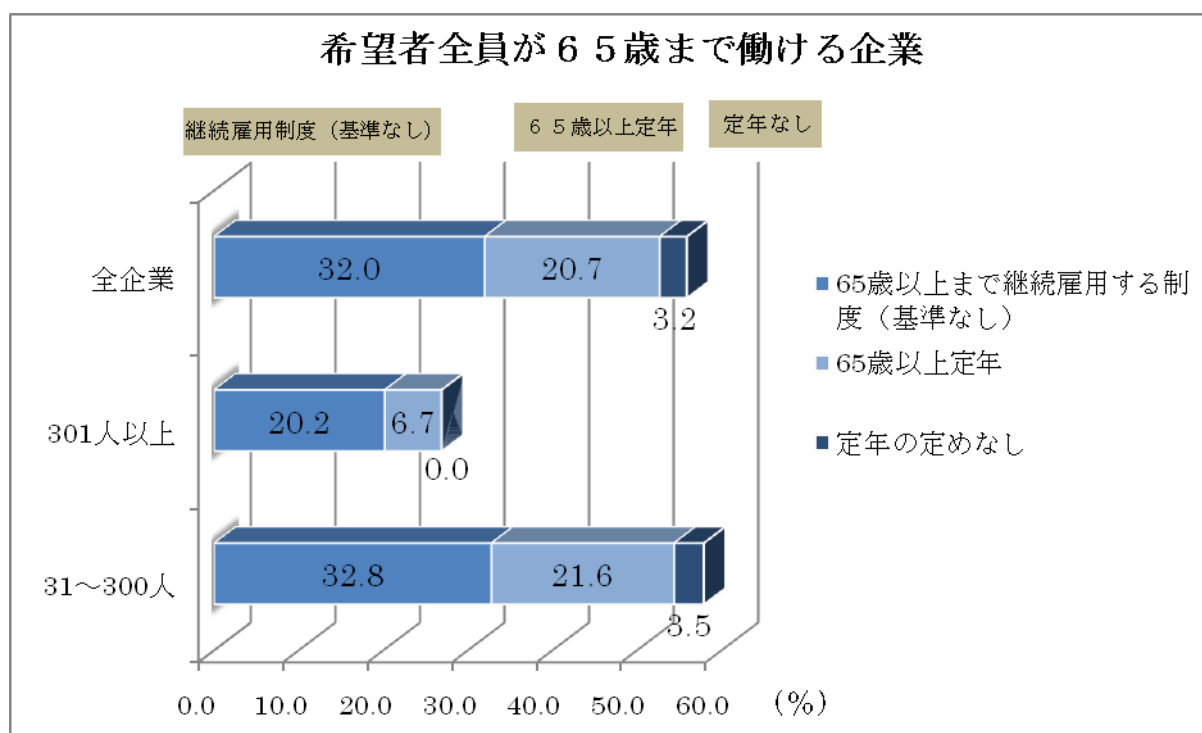
希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は55.9% (882社) (同2.1ポイントの増加)となっている。

企業規模別に見ると、

①中小企業では57.9% (854社) (同2.1ポイント増加)、

②大企業では26.9% (28社) (同0.9ポイント増加)、

となっており、特に中小企業での取組が進んでいる。(別表5)



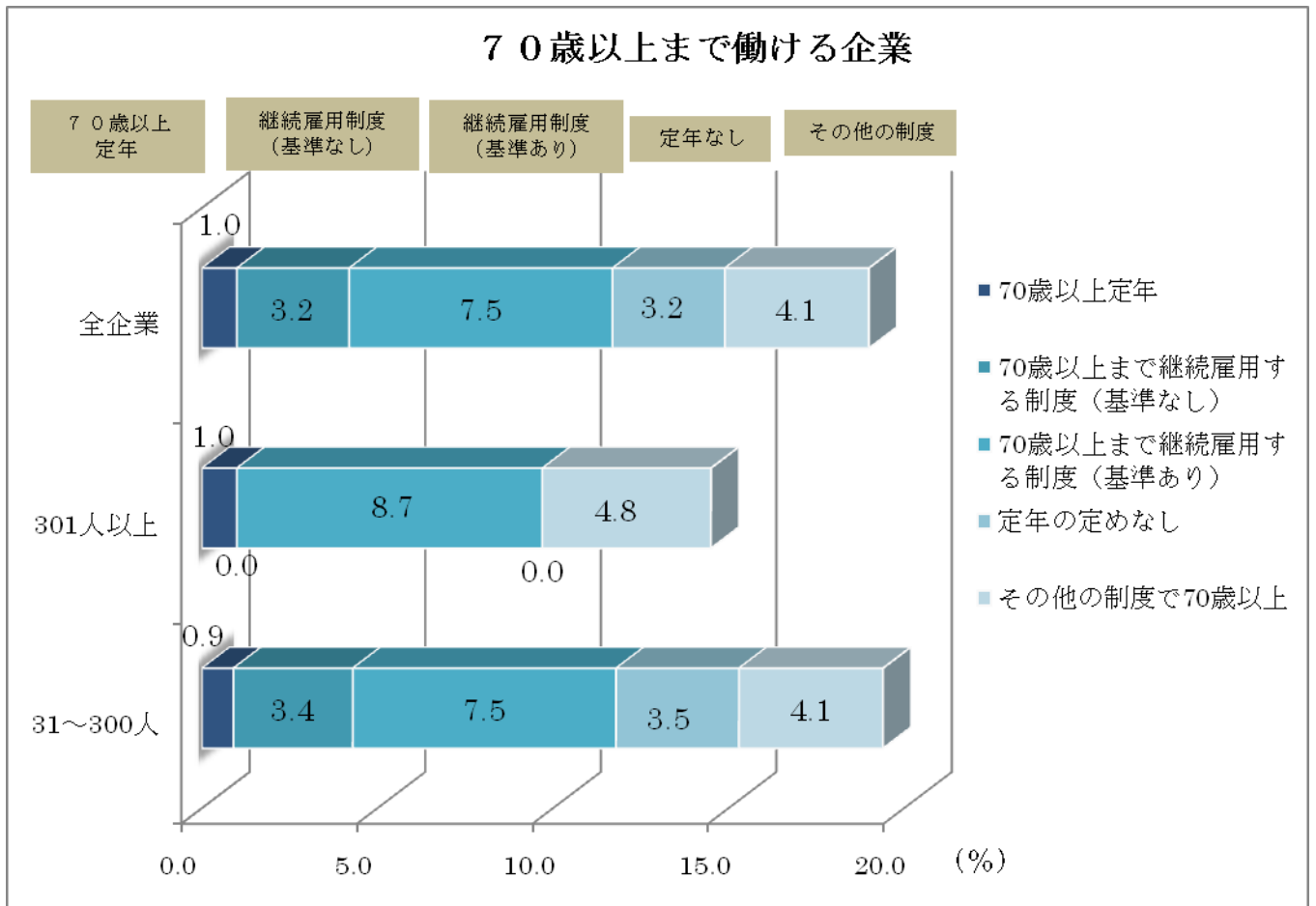


(2) 70歳以上まで働ける企業の状況

70歳以上まで働ける企業の割合は19.0%(300社)(同1.1ポイントの増加)となっている。

企業規模別に見ると、

- ①中小企業では19.3%(285社)(同1.1ポイント増加)、
  - ②大企業では14.4%(15社)(同0.4ポイント増加)、
- となっている。(別表6)

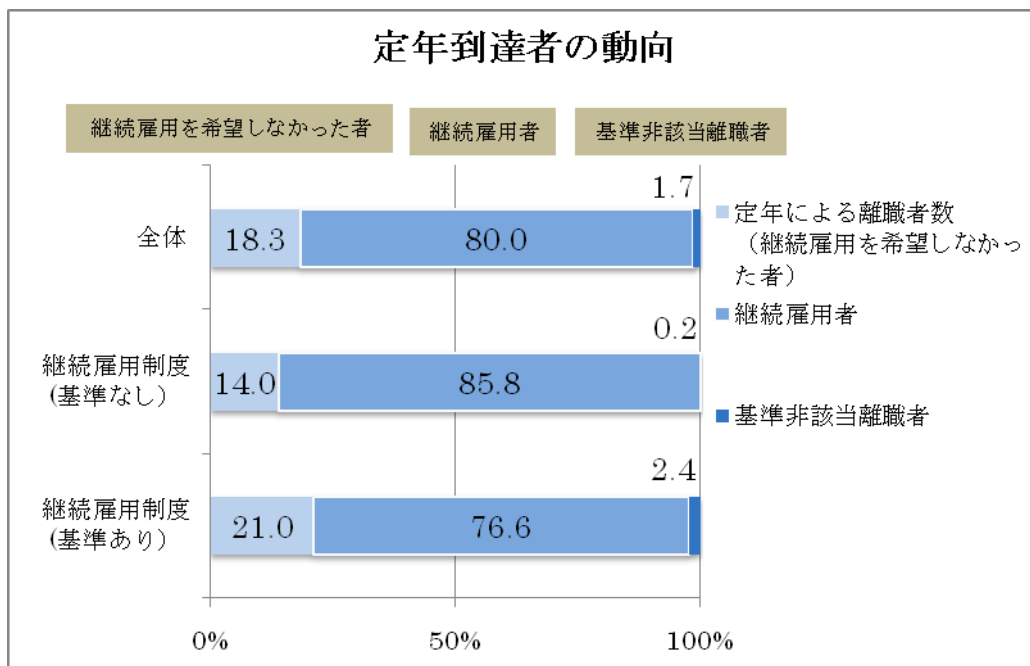


### 3 定年到達者の動向

過去1年間(平成23年6月1日から平成24年5月31日)の定年到達者(3,385人)のうち、継続雇用を希望しなかった者の数(割合)は621人(18.3%)、定年後に継続雇用された者は2,708人(80.0%)となっており、継続雇用を希望したが基準に該当しないこと等により離職した者は56人(1.7%)、継続雇用を希望した者について見ると、継続雇用された者の割合は98.0%、基準に該当しないこと等により離職した者の割合は2.0%となっている。

また、継続雇用制度により雇用確保措置を講じている企業のうち、

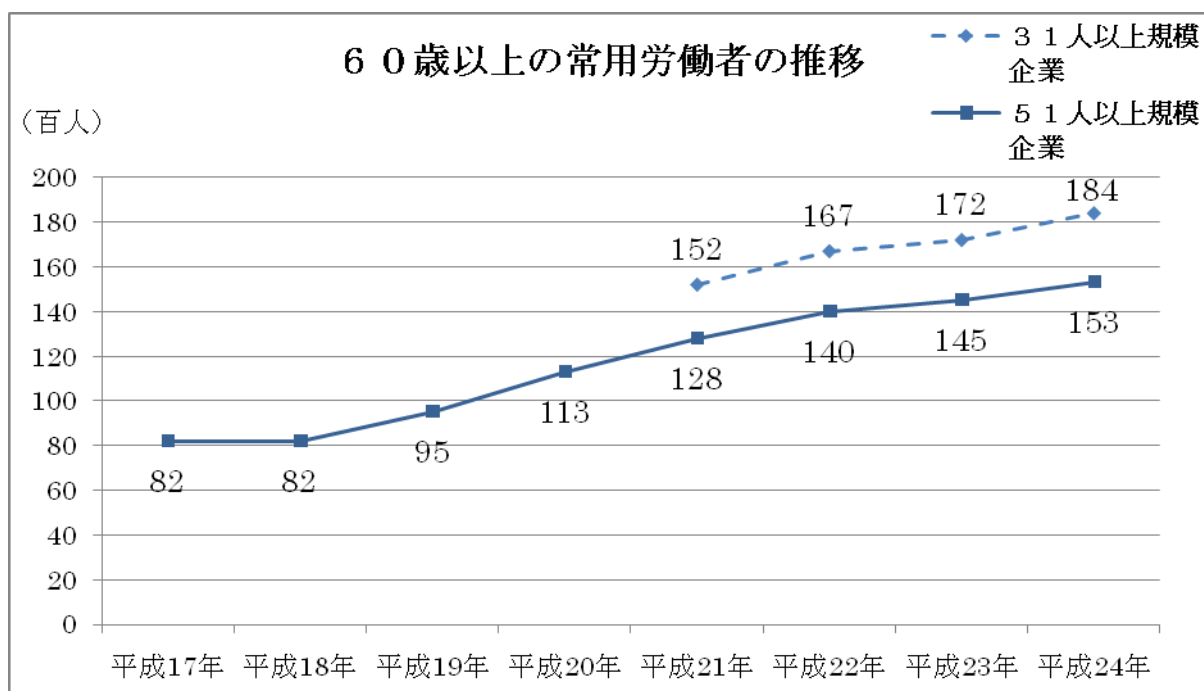
- ①継続雇用の対象者を限定する基準を定めていない企業では、過去1年間の定年到達者1,154人のうち、継続雇用された者の数(割合)は990人(85.8%)、
- ②継続雇用の対象者を限定する基準を定めている企業では、過去1年間の定年到達者1,734人のうち、継続雇用された者の数(割合)は1,328人(76.6%)、継続雇用を希望したが基準に該当しないことにより離職した者は41人(2.4%)、となっている。(別表8)



#### 4 雇用確保措置の義務化後の高齢労働者の動向

51人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は15,315人であり、雇用確保措置の義務化前(平成17年)と比較すると、7,069人増加している。

31人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は18,449人であり、平成21年と比較すると、3,228人増加している。(別表9)



## **5 今後の取組**

### (1) 高年齢者雇用確保措置の定着に向けた取組

高年齢者雇用確保措置については、中小企業に係る経過措置切れを含む未実施企業が 39 社あることから、引き続き、労働局、ハローワークによる個別指導を強力に実施し、早期解消を図る。

### (2) 改正高年齢者雇用安定法の施行に向けた取組

平成 25 年 4 月 1 日から改正高年齢者雇用安定法が施行されるため、周知の徹底を図るとともに、希望者全員が 65 歳以上まで働ける制度の導入に取り組んでもらうよう、企業に積極的に働きかける。

### (3) 「70 歳まで働ける企業」の普及・啓発

少子・高齢化の進行、将来の労働力人口の低下、団塊世代の 65 歳への到達等を踏まえ、年齢にかかわらず働ける社会の実現に向け、65 歳までの雇用確保を基盤として「70 歳まで働ける企業」の普及・啓発に取り組む。